

出張理容・出張美容を行う場合の衛生措置

【携行品等】

- 洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具・美容器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できるもの
- 使用済みのはさみ等の理容器具・美容器具を、安全に収納できるもの
- 消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できるもの
- 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料
- 手洗いに必要な石けん、消毒液等
- 毛髪等の清掃用具、廃棄物用のふた付きの専用容器又は丈夫な袋
- カミソリ・血液付着又は血液付着疑いのある器具の消毒薬（消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウムのいずれか）
- 血液付着疑いのない器具の消毒薬（消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム、逆性石けん、グルコン酸クロルヘキシジン、両性界面活性剤の内、いずれか）

【作業環境】

- 不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室などにおいて行うことが望ましいこと
- 床及び腰張り、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造が望ましいこと。これによらない場合は、ビニールなど不浸透性材料のシートの上で作業を行うこと
- 不必要な物品等が近くにないことが望ましいこと
- 採光、照明及び換気を十分にすること
- みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと
- 施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと
- 作業場で喫煙及び食事をしないこと
- 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃すること
- 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適正に処理すること
- 作業終了後は、作業場の清掃を十分に行い、清潔にすること

【器具・布片・タオルの取扱い】

- 皮膚に接する器具類は、利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること
- 皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒すること
- 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること
- 洗浄及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること
- 使用済みのカミソリ・血液付着又は血液付着疑いのある器具類は、それ以外の使用済みの器具と区別して、丈夫な容器に保管し、器具の突き刺し事故に注意すること
- 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに取り替えること
- 使用後の布片類は、他のものと区別して収納すること。帰宅後、洗剤等を使用して温湯で洗浄することが望ましいこと
- 蒸しタオルは消毒済みのものを使用すること
- 利用者用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること
- 消毒は、「理容所及び美容所における衛生管理要領」に準じること
- 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある方への施術終了後は、使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き等を参考にすること

【従業者（理容師・美容師）】

- 営業者は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が感染症、感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業者を作業に従事させないこと
- 清潔な外衣（白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすいもの）を着用し、顔面作業時には清潔なマスクを着用すること
- 常につめを短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと
- 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある方への施術時は、マスク、手袋等を装着し、作業終了後、従業者の手指の消毒を特に厳重に行うこと